

北海道マスターガイド認定要領 新旧対照表

改正（案）	現行	変更事由等
<p>第1 趣旨 この要領は、北海道アウトドア資格制度実施要綱（以下「要綱」という。）第2の1の（2）の規定に基づき、北海道マスターガイド（以下「マスターガイド」という。）の認定登録を行うに当たり、認定の区分、要件、手続等に関し必要な事項を定める。</p> <p>第2 マスターガイド認定の区分 マスターガイドの認定は、別表の分野に区分して行う。</p> <p>第3 マスターガイドの人数 知事は、認定分野ごとに必要な人数をマスターガイドとして認定する。</p> <p>第4 マスターガイドの業務 マスターガイドは、道のほか、要綱第3の1に規定する北海道アウトドア資格制度業務センター（以下「業務センター」という。）やアウトドア事業者等からの要請に応じ、次の業務を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 認定分野のガイドや事業者のほか、アウトドア活動を担う人材の育成、指導等 2 アウトドア活動を安全に安心して楽しめる環境整備等に向けた情報の提供、助言等 3 北海道アウトドア資格制度の運営への寄与 4 北海道のアウトドア活動や北海道アウトドア資格制度の普及啓発 5 その他アウトドア活動の振興やアウトドア業界の発展に資する事項についての指導助言等 <p>第5 マスターガイド認定の基準 マスターガイドは、申請分野における北海道アウトドアガイド資格を、資格取得後の最初の4月1日より起算し、10年以上継続して資格を保有し、かつガイド業務に携わっている者であり、次に定める基準をすべて満たすと認められた者であることとする。</p>	<p>第1 趣旨 この要領は、北海道アウトドア資格制度実施要綱（以下「要綱」という。）第2の1の（2）の規定に基づき、北海道マスターガイド（以下「マスターガイド」という。）の認定登録を行うに当たり、認定の区分、要件、手続等に関し必要な事項を定める。</p> <p>第2 マスターガイド認定の区分 マスターガイドの認定は、別表の分野に区分して行う。</p> <p>第3 マスターガイドの人数 知事は、認定分野ごとに必要な人数をマスターガイドとして認定する。</p> <p>第4 マスターガイドの業務 マスターガイドは、道のほか、要綱第3の1に規定する北海道アウトドア資格制度業務センター（以下「業務センター」という。）やアウトドア事業者等からの要請に応じ、次の業務を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 認定分野のガイドや事業者のほか、アウトドア活動を担う人材の育成、指導等 2 アウトドア活動を安全に安心して楽しめる環境整備等に向けた情報の提供、助言等 3 北海道アウトドア資格制度の運営への寄与 4 北海道のアウトドア活動や北海道アウトドア資格制度の普及啓発 5 その他アウトドア活動の振興やアウトドア業界の発展に資する事項についての指導助言等 <p>第5 マスターガイド認定の基準 マスターガイドは、申請分野における北海道アウトドアガイド資格を、資格取得後の最初の4月1日より起算し、10年以上継続して資格を保有し、かつガイド業務に携わっている者であり、次に定める基準をすべて満たすと認められた者であることとする。</p>	<p>第1～第5 変更なし</p>

改正（案）	現行	変更事由等
<p>ただし、山岳（夏山）、カヌージュニアガイド、ラフティングジュニアガイド、トレイルライディングアシスタントの期間は、資格保有期間に算入しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 関係分野に関する高度な知識・技術及び経験を有していること。 2 後進の指導・育成に努めていること。 3 北海道アウトドア資格制度の推進に貢献していること。 4 アウトドアガイドやアウトドア関係者からの評価が高く、信頼も厚いこと。 5 アウトドア活動、観光振興その他の幅広い識見をもって、公的な職務に従事するなど、地域社会に貢献していること。 <p>第6 マスターガイド認定の申請 マスターガイドの認定を申請する者（以下「申請者」という。）は、<u>認定を受けようとする年の5月31日までに次の書類を提出するものとする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 北海道マスターガイド認定審査申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）。 2 その他必要と認められる書類。 <p>第7 マスターガイド認定の審査 <u>知事は、申請者から提出のあった内容等に基づき認定の可否について審査を行い、審査の結果、申請者が認定基準を満たすと認められるときは、マスターガイドとして認定する。</u></p> <p>第8 <u>マスターガイドの認定期間</u> <u>マスターガイドの認定期間は、認定の日から1年を経過した日以後の最初の5月31日までとし、1年ごとに更新することができるものとする。</u></p> <p>第9 マスターガイド認定証の交付 知事は、認定を行ったときは、申請者に北海道マスターガイド認定証（別記第2号様式。以下「認定証」という。）を交付する。</p>	<p>ただし、山岳（夏山）、カヌージュニアガイド、ラフティングジュニアガイド、トレイルライディングアシスタントの期間は、資格保有期間に算入しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 関係分野に関する高度な知識・技術及び経験を有していること。 2 後進の指導・育成に努めていること。 3 北海道アウトドア資格制度の推進に貢献していること。 4 アウトドアガイドやアウトドア関係者からの評価が高く、信頼も厚いこと。 5 アウトドア活動、観光振興その他の幅広い識見をもって、公的な職務に従事するなど、地域社会に貢献していること。 <p>第6 マスターガイド認定の申請 マスターガイドの認定を申請する者（以下「申請者」という。）は、知事が毎年度定める期限までに次の書類を提出するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 北海道マスターガイド認定審査申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）。 2 その他必要と認められる書類。 <p>第7 マスターガイド認定の審査 1 知事は、北海道マスターガイド認定審査委員会（以下「審査委員会」という。）により申請者から提出のあった内容等に基づき認定の可否について審査を行い、審査の結果、申請者が認定基準を満たすと認められるときは、マスターガイドとして認定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 審査委員会の設置、運営等に関し必要な事項は、別に定める。 <p>第8 マスターガイド認定証の交付 知事は、認定を行ったときは、申請者に北海道マスターガイド認定証（別記第2号様式。以下「認定証」という。）を交付する。</p>	<p>流動化していた提出期限を固定化</p> <p>審査会による審査から道による審査へ変更</p> <p>「第12 マスターガイド認定の更新」の中にあつた「認定期間」を外出し 認定期間を「認定の日から認定の日の翌年5月31日まで」とすると1年に満たない期間となる場合があることから、「認定の日から1年を経過した日以後の最初の5月31日まで」に変更</p>

改正（案）	現行	変更事由等
<p>第10 <u>マスターガイド認定者登録名簿への登載等</u> 知事は、マスターガイドとして認定した者を北海道マスターガイド認定者登録名簿（別記第3号様式）に登載し、業務センターにマスターガイドとして登録した者等について通知するものとする。</p> <p>第11 <u>マスターガイドの公表</u> 知事は、マスターガイドを認定したときは、そのマスターガイドの氏名、認定分野等を道のホームページ等に掲載し、公表するものとする。</p> <p>第12 <u>マスターガイド認定証の書換え・再交付</u> 認定証の交付を受けたものは、氏名を変更したとき又は認定証を滅失し、若しくは損傷したときは、北海道マスターガイド認定証書換え・再交付申請書（別記第4号様式）を知事に提出し、認定証の書換え又は再交付を受けることができる。</p> <p>第13 <u>マスターガイド認定の更新及び業務活動の報告</u> 1 <u>マスターガイド認定の更新を行おうとする者は、第4に規定するマスターガイドの業務の活動実績を確認できる者であることとし、有効期限内に北海道マスターガイド認定更新申請書兼業務活動報告書（別記第5号様式以下「申請書兼報告書」という。）に前年度の活動実績を記載し、その内容を証明する書類または写しを添えて、業務センターへ提出し、提出を受けた業務センターは知事に進達する。</u> 2 <u>更新については、有効期限を過ぎて3月を経過しない場合において認めるものとする。この場合の有効期限は、定められた期限内に更新を行った場合の有効期限と同じ期限とする。</u> 3 <u>知事は、申請書兼報告書の提出があったとき、申請者の業務活動実績を確認し、更新認定の可否について審査を行い、認定を認めた者に認定証を交付する。</u> 4 <u>マスターガイドが自ら行う講演や執筆活動等において、不利益等があった場合にも、道及び業務センターは一切の責任を負わないものとする。</u></p>	<p>第9 <u>マスターガイド認定者登録名簿への登載等</u> 知事は、マスターガイドとして認定した者を北海道マスターガイド認定者登録名簿（別記第3号様式）に登載し、業務センターにマスターガイドとして登録した者等について通知するものとする。</p> <p>第10 <u>マスターガイドの公表</u> 知事は、マスターガイドを認定したときは、そのマスターガイドの氏名、認定分野等を道のホームページ等に掲載し、公表するものとする。</p> <p>第11 <u>マスターガイド認定証の書換え・再交付</u> 認定証の交付を受けたものは、氏名を変更したとき又は認定証を滅失し、若しくは損傷したときは、北海道マスターガイド認定証書換え・再交付申請書（別記第4号様式）を知事に提出し、認定証の書換え又は再交付を受けることができる。</p> <p>第12 <u>マスターガイド認定の更新</u> 1 <u>マスターガイドの認定期間は、認定の日から認定の日の翌年5月31日までとし、1年ごとに更新することができるものとする。</u> 2 <u>マスターガイド認定の更新を行おうとする者は、第4に規定するマスターガイドの業務の活動実績を確認できる者であることとする。</u> 3 <u>マスターガイド認定の更新を行おうとする者は、業務センターに北海道マスターガイド認定更新申請書兼業務活動報告書（別記第5号様式。以下「申請書兼報告書」という。）を提出するものとし、提出を受けた業務センターは知事に進達するものとする。</u> 4 <u>知事は、申請書兼報告書の提出があったとき、申請者の業務活動実績を確認し、審査委員会により申請者から提出のあった内容等に基づき更新認定の可否について審査を行い、認定を認めた者に認定証を交付する。</u></p>	<p>項番の変更</p> <p>項番の変更</p> <p>項番の変更</p> <p>項番の変更</p> <p>「第15マスターガイドの業務活動」の内容を「第12マスターガイド認定の更新」に統合</p> <p>5月31日の提出期限を過ぎた場合であっても、3ヶ月以内に申請書兼報告書の提出があれば更新を認めることとする。</p> <p>審査会による審査から道による審査へ変更</p>

改正（案）	現行	変更事由等
<p>第14 マスターガイドの辞退</p> <p>1 マスターガイドの認定を辞退したいときは、北海道マスターガイド認定辞退申出書（別記第6号様式。以下「辞退申出書」という。）を知事に提出するものとする。</p> <p>2 知事は、前項の規定により辞退申出書の提出を受けた場合、認定者名簿、ホームページ等から当該マスターガイドを削除する。</p> <p>第15 マスターガイドの認定の取り消し</p> <p>1 知事は、認定したマスターガイドがマスターガイドの信用を著しく傷つけた場合にあつては、認定を取り消すことができるものとする。</p> <p>2 知事は、前項の規定により認定を取り消そうとするときは、当該マスターガイドにその旨通知するとともに、必要に応じ事情を聴取するものとする。</p> <p>3 知事は、1の規定により認定を取り消したときは、当該者にその旨を通知し、遅滞なく認定証の返納を求めるものとする。</p> <p>第16 その他</p> <p>この要領に定めるもののほか、マスターガイドの認定に関し必要な事項は、別途定める。</p>	<p>第13 マスターガイドの辞退</p> <p>1 マスターガイドの認定を辞退したいときは、北海道マスターガイド認定辞退申出書（別記第6号様式。以下「辞退申出書」という。）を知事に提出するものとする。</p> <p>2 知事は、前項の規定により辞退申出書の提出を受けた場合、認定者名簿、ホームページ等から当該マスターガイドを削除する。</p> <p>第14 マスターガイドの認定の取り消し</p> <p>1 知事は、認定したマスターガイドがマスターガイドの信用を著しく傷つけた場合にあつては、認定を取り消すことができるものとする。</p> <p>2 知事は、前項の規定により認定を取り消そうとするときは、当該マスターガイドにその旨通知するとともに、必要に応じ事情を聴取するものとする。</p> <p>3 知事は、1の規定により認定を取り消したときは、当該者にその旨を通知し、遅滞なく認定証の返納を求めるものとする。</p> <p>第15 マスターガイドの業務活動</p> <p>1 マスターガイドは、毎年5月31日までに第4に規定するマスターガイドの業務活動の前年度分の実績について、申請書兼報告書に、当該申請書兼報告書の内容を証明する書類又はその写しを添えて提出するものとし、業務センターから申請書兼報告書の進達を受けた道は、内容を確認した上で、業務センターに通知するものとする。</p> <p>2 マスターガイドが自ら行う講演や執筆活動等において、不利益等があった場合にも、道及び業務センターは一切の責任を負わないものとする。</p> <p>第16 その他</p> <p>この要領に定めるもののほか、マスターガイドの認定に関し必要な事項は、別途定める。</p>	<p>項番の変更</p> <p>項番の変更</p> <p>「第15マスターガイドの業務活動」の内容を「第12マスターガイド認定の更新」に統合</p>